

第6 雑則

1 臨時検査

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。

A 教室等の環境に係る臨時検査

(1) 換気及び保温等 ～揮発性有機化合物～

- 新たな学校用備品の搬入等があったとき

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の導入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するように配慮すること。学校用備品の導入により、化学物質発生のおそれがある場合は、導入後速やかにその教室等で揮発性有機化合物の濃度の検査を行うこと。

- 学校の新築・改築・改修等があったとき

学校の新築・改築・改修等とは、建築基準法で規定する建築（新築、増築、改築、移転）、大規模の修繕、模様替えのほかには壁面のペンキ塗装等を含むもので、建築確認申請の有無を問わないものである。

学校施設の新築・改築・改修等に当たっては、学校施設整備指針や対策上の主なポイントを示した文部科学省のパンフレット「健康的な学習環境を確保するために」（平成18年6月文部科学省）等を参考にして、①施設の計画・設計や施工等に十分配慮する、②事前に、検査実施機関・検査費用等について調査する、③引き渡しの際の検査において、基準値を超えた場合の措置等についても取り決めておく、④濃度測定は乾燥期間を十分確保した上で行う等、適切に対応すること。空気検査は、専門測定機関に依頼することが多いので、学校薬剤師等とともに検査時に立ち会うようにし、測定条件をチェックしておく必要がある。また、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物は、常温では時間の経過とともに濃度が減衰するので、換気を励行して基準値以下になるよう日常の管理が大切である。

検査は、空気環境を衛生的に維持管理するためのものであり、事後措置を講ずるための手立てとなるものである。したがって、検査に際しては、そのときの天候、年月日、時刻、場所、在室人数、検査器具名、検査者名等も記録することが大切である。検査器具名を記録しておくことは、検査器具にはそれぞれ特徴があり、測定値に差が生じることもあり得るからである。場合によっては複数の機器によるクロスチェックを行うことも考慮する。

(2) 採光及び照明

- 照明に影響を及ぼすような災害による建物の損壊があったとき
- 照明器具の交換、黒板の改修、壁の塗り替え等があったとき

(3) 騒音

- 近隣で騒音の伴う工事が行われている場合等教室外の騒音が新たに発生したとき

B 飲料水等の水質及び施設・設備に係る臨時検査

(1) 飲料水の水質等

- 風水害等の影響で貯水槽が損傷を受けたり、飲料水用に井戸水等を使用している場合は、周囲の地下水の汚染が判明したとき

(2) 飲料水に関する施設・設備

- 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき
給水施設・設備が外部からの汚染を受けていないか等について検査を行う必要がある。
- 学校敷地内が洪水等の災害により被害を受けたとき
給水施設・設備が破損・故障していないか、また、外部からの汚染を受けていないか等について検査を行う必要がある。
- その他必要と認められたとき
給水源を変更したときは、その種類を調べる必要がある。
給水施設・設備を新しく設置したときは、外部から汚染を受ける恐れがないか等について検査を行う必要がある。

(3) 雑用水の水質等

雨水については、湯水後の降雨の初期に水質が悪化することが考えられるため、必要に応じて臨時検査を行う。

定期検査に準じて、貯水槽等の内部を点検し、著しい汚れがないことを確認する。

C 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る臨時検査

(1) 学校の清潔

ア 校舎内外の施設設備等

- 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき
感染症・食中毒の発生のおそれや発生に関連する校舎内外の施設設備等が不潔になっていないか、また汚染されていないか等について検査を行う必要がある。
- 学校敷地内が洪水等の災害により被害を受けたとき

校舎内外の施設設備等が水や泥、ごみ等によって不潔になっていないか等について検査を行う必要がある。

○ その他必要と認められたとき

学校行事等で多数の来校者があったとき等は、校舎が汚れたり、破損したり、ごみが大量に出る等学校が不潔になりやすいので、清潔状況等について検査を行う必要がある。

校舎や飼育動物の施設等を改修したとき等は、清潔面からきちんと改修されているか等について検査を行う必要がある。

イ 便所

○ 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき

便所は、適切な管理がなされていないと、感染症等の発生を拡大させる恐れがあるので、感染症や食中毒が発生したときは、便所の清潔や衛生害虫の有無、手洗い施設や排水の状況等について検査を行う必要がある。

○ 学校敷地内が洪水等の災害により被害を受けたとき

洪水等の災害を受け、汚れや破損等便所が被害を受けたときは、不潔になりやすく、感染症の発生も考えられるので、清潔や破損等について検査を行う必要がある。

○ その他必要と認められたとき

便所を新しく設置したり改修したときは、清潔、採光、換気等の状況について検査を行う必要がある。

ウ ごみ

○ 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき

ごみの容器やその周りが汚染されていることが考えられるので、ごみの処理方法や保管場所を検査する必要がある。

○ 学校敷地内が洪水等の災害により被害を受けたとき

ごみ容器が破損したり、ごみが飛散したりして不潔になりやすい。よって、清潔や破損の状況等について検査をする必要がある。

○ その他必要と認められたとき

学校行事等で多量のごみが発生したときは、ごみが適切に分別処理されているかどうか、不潔になっていないかどうか等について検査する必要がある。

エ 排水の施設・設備

○ 風水害等の影響で排水が流れなくなったとき

感染症の発生のおそれもあるため、臨時検査を実施するとともにすみやかに原因究明をし、改善を図る必要がある。

(2) ネズミ、衛生害虫等

○ ネズミ、衛生害虫等が発生したとき

ネズミ、衛生害虫等は、定期検査時にその発生が認められなくても、突然発生する場合

があることから、発生の可能性が疑われる状況となった時点で検査を行う必要がある。

- 児童生徒等から、衛生害虫による刺咬等が原因と考えられる症状の訴えがあったとき
衛生害虫等の発生が認められなくても、児童生徒等の被害により、その発生が推測される場合には検査を行う必要がある。

(3) 教室等の備品の管理

ア 机、いす

- 机、いすを新しく搬入したとき
机やいすの適合状況について検査を行う必要がある。
揮発性有機化合物の発生のおそれがあるときも検査する必要がある。

イ 黒板

- 学校敷地内が洪水等の災害により被害を受けたとき
黒板が水に浸かるなどし、黒板面に影響があると考えられるときは、明度や彩度について検査を行う必要がある。
- その他必要と認められたとき
黒板を新しく設置したり、改修したときは、黒板面の明度や彩度について検査を行う必要がある。

C 水泳プールに係る臨時検査

- 児童生徒等が、目や皮膚が痛い等、プール水が原因と考えられる症状を訴えがあったとき
残留塩素濃度が異常に高い場合や、pHの異常値等の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う必要がある。
- プール本体の水が何らかの原因で着色、着臭等したとき
着色の原因には、藻類の発生や、酸化鉄、酸化マンガン等の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う必要がある。
- プール使用期間中に、循環ろ過装置等が故障・破損して、新しい装置を導入したとき
新しい装置が正常に作動し機能しているか検査を行う必要がある。

2 検査の記録等

- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

(1) 定期検査及び臨時検査

定期検査等を効果的に実施するためには、施設・設備等を把握し、過去の検査結果を参考にすることがあることから、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録を検査の日から5年間保存するとともに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。

(2) 日常点検

日常点検の実施の目的の一つには、それらの結果に基づいて定期検査や臨時検査の実施に役立てることがあることから、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努める。

Ⅲ 参考資料

- 学校保健安全法
- 学校保健安全法施行規則
- 学校環境衛生基準
- 学校給食衛生管理基準
- プールの安全標準指針
- 住宅地等における農薬の使用について
- 学校環境衛生基準の施行について（通達）

